

動物実験世話人及び動物実験世話人会に関する申し合わせ

動物実験部門専門委員会

- 1 動物実験部門専門委員会委員長は、年に1度、動物実験センターを利用している教室等に、動物実験世話人を1名以上届け出るように依頼するものとする。
- 2 動物実験世話人は、原則として当該教室等の動物実験及び実験動物について状況を把握している助教以上の者であること。
- 3 動物実験世話人は、動物実験及び実験動物について動物実験部門と当該教室等との間の連絡や調整を行う。
- 4 動物実験部門専門委員会委員長は、動物実験センターの諸問題に対応するために、必要に応じて動物実験世話人会を招集する。
- 5 動物実験世話人会には、動物実験部門専門委員会委員が少なくとも1名出席する。
- 6 動物実験世話人会に出席した動物実験部門専門委員会委員は、当該世話人会での意見等を動物実験部門専門委員会において報告する。

附 則

この申し合わせは、平成20年12月10日から施行する。

附 則

この申し合わせは、平成27年4月1日から施行する。